

平成29年1月23日決定

分倍河原駅周辺まちづくり協議会部会会則

(目的)

第1条 この会則は、分倍河原駅周辺まちづくり協議会会則第6条第2項の規定に基づき、分倍河原駅周辺まちづくり協議会（以下「協議会」という。）に部会を設置することに関し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会には、次に掲げる部会を設置する。

- (1) 生活検討部会
住環境及び生活環境に関する検討を行う。
- (2) にぎわい検討部会
商店会及び商業施設のにぎわい創出に関する検討を行う。

(構成)

第3条 生活検討部会の会員（以下「会員」という。）は、以下の組織に属する者及び以下の組織を代表する者が認める者をもって構成する。

- (1) 片町二丁目自治会
- (2) 片町3丁目自治会
- (3) 美好町三丁目自治会
- (4) 分梅第一自治会
- (5) 分梅高倉自治会

2 にぎわい検討部会の会員（以下「会員」という。）は、以下の組織に属する者及び以下の組織を代表する者が認める者をもって構成する。

- (1) 分倍河原共栄会
- (2) 片町三和会
- (3) 野村不動産コマース株式会社
- (4) **野村不動産株式会社**

(部会長)

第4条 部会には出席会員による決定で、部会長を置くこととする。

2 部会長は部会を代表し、会務を総理する。

(部会の意思決定)

第5条 会議の議事は、第3条に定める組織を代表する者の過半数の同意により決定する。

(雑則)

第6条 この会則に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項については、第3条に定める組織を代表する者の過半数の同意により定めることができる。

付則

この会則は、平成29年1月23日から施行する。

付則

この会則は、平成30年4月23日から施行する。

付則

この会則は、令和2年9月29日に施行し、改正後の第3条第2項第4号の規定は、同年4月1日から適用する。

付則

この会則は、令和3年10月8日に施行し、改正後の第3条第2項第3号の規定は、令和2年10月1日から適用する。

付則

この会則は、令和4年5月31日に施行し、改正後の第3条第2項第4号の規定は、令和4年4月1日から適用する。